

議第23号

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例および滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例および滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年滋賀県条例第29号)の一部を次のように改正する。

付則第5項を付則第6項とし、付則第4項を付則第5項とし、付則第3項の次に次の1項を加える。

4 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(以下この項において「特別職給与条例」という。)第2条第1項に規定する知事等の期末手当の額は、第1条の規定による改正後の特別職給与条例第2条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、特別職給与条例等(特別職給与条例、滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)、滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年滋賀県条例第24号)、滋賀県病院事業に

従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条例第112号）もしくは滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）または滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例をいう。以下この項において同じ。）の規定により令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日）における次の各号に掲げる職員等（特別職給与条例等の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 次号および第3号に掲げる職員等以外の職員等 次に掲げる職員等の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イおよびウに掲げる職員等以外の職員等 127.5分の15

イ 滋賀県職員等の給与等に関する条例第20条第2項に規定する特定幹部職員（次号イにおいて「特定幹部職員」という。） 107.5分の15

ウ 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）第6条第1項に規定する特定任期付職員、滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第9号）第5条第1項に規定する第1号任期付研究員もしくは同条第2項に規定する第2号任期付研究員または滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例もしくは滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例の適用を受ける職員等 167.5分の10

(2) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員等をいう。） 次に掲げる職員等の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員等以外の職員等 72.5分の10

イ 特定幹部職員 62.5分の10

(3) 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。） 127.5分の5